

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人歯科医療振興財団（以下「財団」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、報酬として俸給、通勤手当及び役員特別手当を支給する。

- 2 評議員及び非常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給する。
- 3 評議員及び役員には、職務を行うために要する実費を弁償することができる。

### (報酬の額)

第4条 常勤役員の俸給月額、別表の俸給表のとおりとし、各々の役員の俸給月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 評議員に支給する報酬は、定款第14条に定める範囲内において別表に定める額とする。
- 3 非常勤役員に支給する報酬は、別表に定める額とする。

### (通勤手当)

第5条 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

- 2 通勤手当の支給方法及び支給額が、職員給与規程に定めるところによる。

### (役員特別手当)

第6条 役員特別手当は、毎年6月1日及び12月1日に在職する常勤役員に対してそれぞれ6月及び12月に支給する。

2 役員特別手当の支給額は、別表2に定める。

(準 用)

第7条 役員報酬等の支給方法等に関し、この規程に定めのない事項については、別に定める職員給与規程を準用する。

(公 表)

第8条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附則 この規程は平成23年12月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(平成23年12月6日評議員会で議決)

(別 表)

1 第4条第1項及び第6条第2項に定める常勤役員の報酬月額等は次のとおりとする。

(1) 常勤役員俸給表

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	1 1	300,000	2 1	500,000
2	120,000	1 2	320,000	2 2	520,000
3	140,000	1 3	340,000	2 3	540,000
4	160,000	1 4	360,000	2 4	560,000
5	180,000	1 5	380,000	2 5	580,000
6	200,000	1 6	400,000	2 6	600,000
7	220,000	1 7	420,000	2 7	620,000
8	240,000	1 8	440,000	2 8	640,000
9	260,000	1 9	460,000	2 9	660,000
1 0	280,000	2 0	480,000	3 0	680,000
				3 1	700,000

(2) 役員特別手当

俸給月額に 110/100 を乗じて得た額に、次表の支給割合を乗じて得た額とする。

6 月	245/100
12 月	255/100

2 第4条第2項に定める評議員及び第3項に定める非常勤役員の報酬日額は、評議員会及び理事会等に出席の場合、1回につき、20,000円を超えない範囲で支給する。

監事による監査についても同額とする。